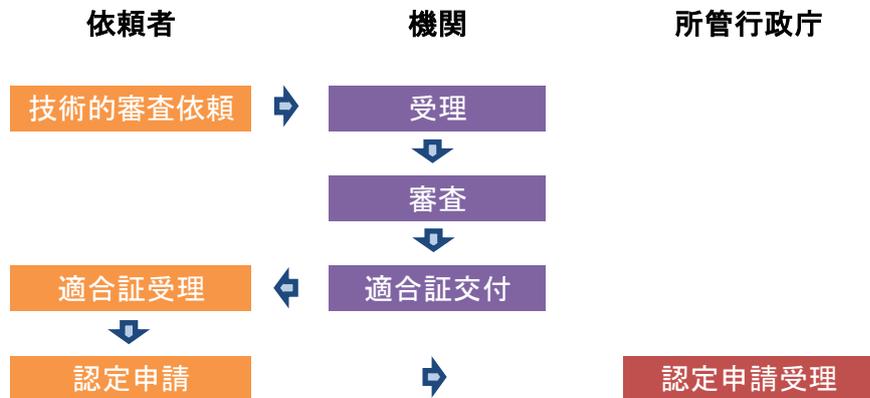


低炭素建築物に係る技術的審査業務

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、所管行政庁（都道府県、市又は区）が認定を行うもので、建物の断熱性能に加え、冷暖房、換気、照明、給湯設備も含めた省エネルギー性を総合的に評価するものです。（市街化区域内の建築物のみが認定の対象です。）認定を受けたものは、住宅ローン減税、所得税の特別控除、登録免許税の軽減措置を受けることができます。

審査対象建築物 全ての住宅

業務の流れ



※受理後着工可能となります。

他業務関連

・フラット35S金利Aプラン(省エネルギー性)の適合証明書を取得することが可能。

講習会資料等

一般財団法人 住宅性能評価・表示協会のHP等より以下の内容が確認できます。

・各所管行政庁による技術的審査の活用範囲について [こちらから](#)

・設計図書作成例 [こちらから](#)

・参考資料等 [こちらから](#)

・一次エネルギー消費量算定用プログラム [こちらから](#)

申請書類等

□申請図書部数 正・副 又は 正・副・副

□申請図書リスト

- ・技術的審査依頼書
- ・委任状(代理申請の場合)
- ・認定申請書
- ・設計内容説明書
- ・付近見取図
- ・配置図
- ・仕様書(仕上表を含む)
- ・各階平面図
- ・床面積求積図
- ・用途別床面積表
- ・立面図
- ・断面図
- ・矩計図
- ・各部詳細図
- ・機器表、資料、カタログ等(機器の性能を確認できるもの)
- ・各種設備図
- ・外皮平均熱貫流率及び冷房期平均日射熱取得率の計算書
- ・一次エネルギー消費量計算書